

海老名市の給与・定員管理等について

平成28年4月
市長室 職員課

1 総括

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

| 区分 | 住民基本台帳人口 (平成28年1月1日) | 歳出額 A | 実質収支 | 人件費 B | 人件費率 (B/A) | (参考) 25年度の 人件費率 |
|--------|-------------------------|---------------|------------|--------------|---------------|-----------------------|
| 平成26年度 | 130,627 人 | 41,819,134 千円 | 524,955 千円 | 6,984,131 千円 | 16.7 % | 18.6 % |

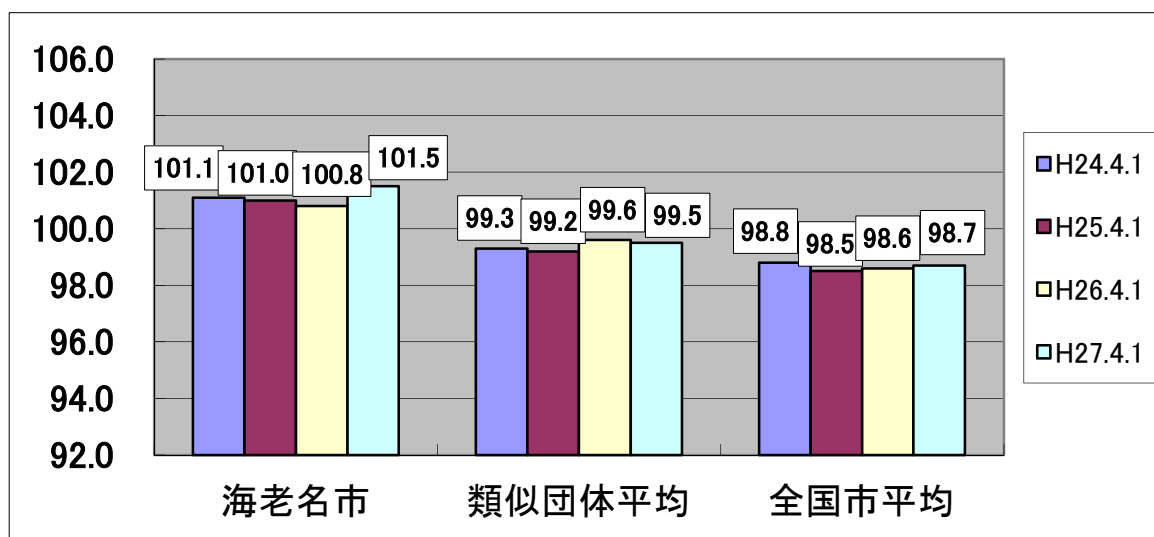
(注) 一般会計とは、国民健康保険事業会計、下水道事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計を除いたものです。

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

| 区分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | | (参考) 一人あたり 給与費 B/A | (参考) 類似団体平均 一人あたり 給与費 |
|--------|----------|--------------|------------|--------------|--------------|-----------------------------|--------------------------------|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉 手当 | 計 B | | |
| 平成26年度 | 729 人 | 2,809,517 千円 | 948,571 千円 | 1,137,114 千円 | 4,895,202 千円 | 6,715 千円 | — 千円 |

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、各年度4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国に行政職給料表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数のことです。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。
 ※ 24年4月1日～27年4月1日のラスパイレス指数が①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③給与制度の総合的見直しによる給料減額の未実施による。（実施検討中）

(4) 給与改定の状況

①月例給

| 区分 | 海老名市 給与改定率 | 神奈川県 給与改定率 | (参考) 国の改定率 |
|--------|---------------|---------------|---------------|
| 平成27年度 | 0% | 0.68% | 0.36% |

②特別給(期末・勤勉手当)

| 区分 | 海老名市 年間支給月数 | 神奈川県 年間支給月数 | (参考) 国の年間支給月数 |
|--------|----------------|----------------|------------------|
| 平成27年度 | 4.20月 | 4.20月 | 4.20月 |

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[~~実~~施 ・ 未実施]

地方公務員法第24条の規定を根本基準として、近隣自治体等の見直し状況を参考に、引き続き検討します。

②地域手当の見直し

[~~該~~当 ・ 非該当]

③その他の見直し

[実 施 ・ ~~未~~実施]

単身赴任手当の見直しを国と同様に実施しました。(平成28年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

①一般行政職

| 区 分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額 (国比較ベース) |
|------|-------|----------|----------|--------------------|
| 海老名市 | 40.9歳 | 320,500円 | 438,213円 | 390,956円 |
| 神奈川県 | 43.0歳 | 339,369円 | 442,169円 | 392,503円 |
| 国 | 43.5歳 | 334,283円 | — | 408,996円 |
| 類似団体 | 42.7歳 | 327,247円 | 416,516円 | 371,122円 |

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

②技能労務職

| 区 分 | 公 務 員 | | | | | 民 間 | | | 参考 |
|--------------|--------|------------|-----------|---------------|--------------------|-----------------|--------|---------------|------|
| | 平均年齢 | 職員数 (人) | 平均給料月額 | 平均給与月額 (A) | 平均給与月額 (国比較ベース) | 対応する民間 の類似職種 | 平均年齢 | 平均給与月額 (B) | A/B |
| 海老名市 | 50.8 歳 | 60 | 311,600 円 | 376,522 円 | 363,318 円 | — | — | — | — |
| うち清掃 職員 | 49.4 歳 | 32 | 331,500 円 | 400,125 円 | 393,081 円 | 廃棄物処理業 | 44.9 歳 | 289,500 円 | 1.38 |
| うち学校 給食員 | 51.5 歳 | 5 | 311,400 円 | 358,800 円 | 352,500 円 | 調理士 | 41.9 歳 | 283,600 円 | 1.27 |
| うち学校 用務員 | 58.9 歳 | 8 | 276,300 円 | 311,313 円 | 309,500 円 | 用務員 | 54.6 歳 | 200,300 円 | 1.55 |
| うち自動 車運転手 | 51.8 歳 | 2 | 361,500 円 | 620,050 円 | 434,400 円 | 自家用乗用 自動車運転者 | 59.0 歳 | 226,900 円 | 2.73 |
| うち その他 | 48.7 歳 | 13 | 276,900 円 | 324,600 円 | 316,600 円 | — | — | — | — |
| 神奈川県 | 55.1 歳 | 340 | 361,934 円 | 430,719 円 | 408,823 円 | — | — | — | — |
| 国 | | | | — | | — | — | — | — |
| 類似団体 | 51.0 歳 | 56 | 337,118 円 | 381,662 円 | 369,210 円 | — | — | — | — |
| | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

| 区 分 | 参 考 | | |
|---------|---------------|-------------|------|
| | 年収ベース（試算値）の比較 | | |
| | 公務員（C） | 民間（D） | C/D |
| 海老名市 | — | — | — |
| うち清掃職員 | 6,361,000 円 | 3,952,300 円 | 1.61 |
| うち学校給食員 | 5,741,100 円 | 3,698,800 円 | 1.55 |
| うち学校用務員 | 4,957,156 円 | 2,774,400 円 | 1.80 |

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成24～26年の3年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

| 区 分 | | 海老名市 | 神奈川県 | 国 |
|-------|-----|-----------|-----------|--------------------------------------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 181,200 円 | 180,800 円 | 総合職大学卒 181,200 円 一般職大学卒 174,200 円 |
| | 高校卒 | 151,800 円 | 146,500 円 | 一般職高校卒 142,100 円 |
| 技能労務職 | | 146,500 円 | 144,200 円 | — |
| 消防職 | 大学卒 | 193,500 円 | — | — |
| | 高校卒 | 157,700 円 | — | — |

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

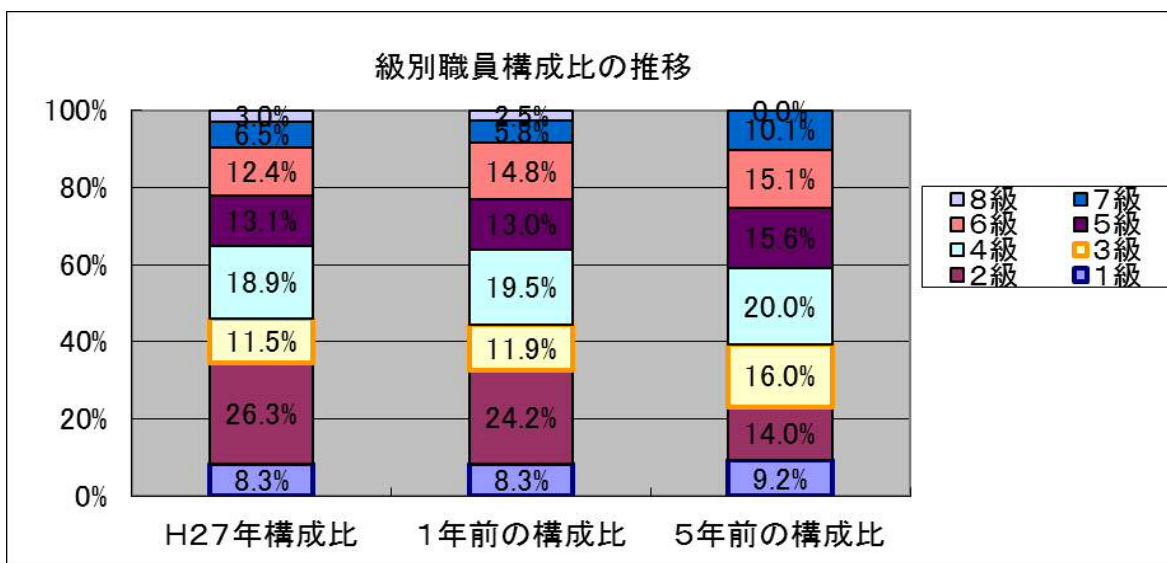
| 区 分 | | 経験年数 10 年 | 経験年数 20 年 | 経験年数 25 年 | 経験年数 30 年 |
|-------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 267,200 円 | 357,300 円 | 374,000 円 | 397,500 円 |
| | 高校卒 | 223,700 円 | 305,500 円 | 359,000 円 | 374,400 円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 222,000 円 | 303,800 円 | 337,300 円 | 346,500 円 |
| 消防職 | 大学卒 | 274,900 円 | 362,000 円 | 376,300 円 | 400,100 円 |
| | 高校卒 | 229,400 円 | 310,600 円 | 362,000 円 | 376,300 円 |

3 一般行政職の級別職員数の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 | 1号給の給料月額 | 最高号給の給料月額 |
|-----|--------------------------------|-----------|--------|----------|-----------|
| 8級 | 理事、市長室長及び部長の職務 又はこれらに相当する職務 | 13人(0人) | 3.0% | 414,100円 | 493,700円 |
| 7級 | 次長の職務 又はこれに相当する職務 | 28人(0人) | 6.5% | 367,500円 | 471,200円 |
| 6級 | 課長の職務 又はこれに相当する職務 | 54人(1人) | 12.4% | 322,100円 | 435,600円 |
| 5級 | 係長の職務 又はこれに相当する職務 | 57人(0人) | 13.1% | 290,700円 | 411,000円 |
| 4級 | 主査の職務 又はこれに相当する職務 | 82人(6人) | 18.9% | 263,500円 | 395,800円 |
| 3級 | 主任主事の職務 又はこれに相当する職務 | 50人(0人) | 11.5% | 239,200円 | 354,700円 |
| 2級 | 主事の職務 又はこれに相当する職務 | 114人(24人) | 26.3% | 187,700円 | 302,000円 |
| 1級 | 主事補の職務 又はこれに相当する職務 | 36人(0人) | 8.3% | 142,100円 | 244,900円 |
| 合 計 | | 434人(31人) | 100.0% | — | — |

- (注) 1 海老名市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 ()内は、再任用短時間勤務職員であり、外数です。



平成23年4月に7級制から8級制に変更しています。(8級を新設しました。)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1年間（歴年）の勤務日数を勤務成績として5段階で評価し、下表の区分に当てはめて昇給に反映させています。良好な勤務成績の者は中位（C）が適用されます。下位評価となる例は、休職者や育児休業者など一定期間以上の勤務実績がない場合に適用されます。勤務成績の最上位（A）及び次位（B）については、現在のところ昇給に反映させていません。（勤務成績は（C）となります。）

| 勤務成績 昇給区分 | A | B | C | D | E |
|--------------|-------|-----|-----|-----|-------|
| 管理職員 | 8号給以上 | 6号給 | 3号給 | 2号給 | 昇給しない |
| その他職員 | 8号給以上 | 6号給 | 4号給 | 2号給 | 昇給しない |
| 55歳以上職員 | 4号給以上 | 3号給 | 2号給 | 1号給 | 昇給しない |

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

| 海老名市 | 神奈川県 | 国 |
|--|--|--|
| 1人当たり平均支給額 1,577,400円（平成26年度） | 1人当たり平均支給額 1,653,000円（平成26年度） | — |
| 期末手当 勤勉手当 2.6月 1.5月 (1.45月) (0.7月) | 期末手当 勤勉手当 2.6月 1.5月 (1.45月) (0.7月) | 期末手当 勤勉手当 2.6月 1.5月 (1.45月) (0.7月) |
| (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25% |

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

全職員の10%を限度に、人事考課による成績率を6月期の勤勉手当支給率に下記のとおり反映させています。

◎増する場合：+0.05月、+0.10月、+0.15月

◎減する場合：△0.05月、△0.10月、△0.15月

(2) 退職手当（平成27年4月1日現在）

| 区分 | 海老名市 | | 国 | |
|----------------|--------------------------|------------|--------------------------|------------|
| | 自己都合 | 勸奨・定年 | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 勤続20年 | 20.445月分 | 25.55625月分 | 20.445月分 | 25.55625月分 |
| 勤続25年 | 29.145月分 | 34.5825月分 | 29.145月分 | 34.5825月分 |
| 勤続35年 | 41.325月分 | 49.59月分 | 41.325月分 | 49.59月分 |
| 最高限度額 | 49.59月分 | 49.59月分 | 49.59月分 | 49.59月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算) | | 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算) | |
| 退職時特別昇給 | なし | | なし | |
| 1人当たり 平均支給額 | 546万円 | 2,380万円 | — | |

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成27年4月1日現在）

| | | | |
|-------------------------------|-----|---------|-----------|
| 支給実績（平成26年度決算） | | | 384,580千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算） | | | 501,408円 |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 国の制度（支給率） |
| 全地域 | 12% | 767人 | 12% |
| 地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数) | | | 101.5 |

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

【計算式】

補正前のラスパイレス指数 × (1 + 海老名市の地域手当支給率) ÷ (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率)

(4) 特殊勤務手当 (平成27年4月1日現在)

| 支給実績 (平成26年度決算) | | 2, 144千円 | |
|----------------------------|---|------------------------|--|
| 支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算) | | 18, 809円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成26年度) | | 14. 9% | |
| 手当の種類 (手当数) | | 8種 | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員及び業務 | 支給実績 (平成26 年度決算) | 左記職員に 対する支給単価 |
| 徴収手当 | 出張し市税等の徴収事務に従事した職員 | 2千円 | 日額 300円 |
| 防疫手当 | 法律に規定する感染症及び伝染病の防疫作業に従事した職員 | — | 日額 300円 |
| 毒物取扱手当 | 法律に規定する毒物を取り扱う業務に従事した職員 | — | 日額 300円 |
| 清掃手当 | ごみ、し尿を収集運搬する清掃用車両の運転またはクレーン操作の業務に従事した職員 | 537千円 | 日額 150円 |
| 行旅病人等 取扱手当 | (1) 行旅病人の処置に従事した職員 (2) 行旅死亡人等の処置に従事した職員 (3) 犬猫等の死体の処理に従事した職員 | — | (1) 1件 1,500円 (2) 1件 3,000円 (3) 1件 300円 |
| 福祉手当 | 社会福祉主事の業務に常時従事する職員のうち (1) 生活保護業務に従事 (2) (1)以外の社会福祉業務 | 1, 089千円 | (1) 月額 5,000円 (2) 月額 3,000円 |
| 消防手当 | (1) 地上 10メートル以上の箇所での消防業務及び潜水業務に従事した職員 (2) 救急救命処置に従事した職員 (3) 緊急車両の運転または操作に従事した職員 | 516千円 | (1) 出動1回 500円 (2) 出動1回 500円 (3) 1勤務 200円 |
| 危険現場手当 | 高さ 10メートル以上の足場が不安定な高所、地下 10メートル以上の深所、河川等の水中での作業に従事する職員 | — | 日額 300円 |

(5) 時間外勤務手当

| | | | |
|--------------------------|--|------------|--|
| 支給実績 (平成26年度決算) | | 298, 609千円 | |
| 職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算) | | 481千円 | |
| 支給実績 (平成25年度決算) | | 238, 817千円 | |
| 職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算) | | 386千円 | |

(6) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

①扶養手当

| 内 容 | 海老名市 | 国 |
|---------------------------|----------------|----------------|
| 配偶者 | 14,000円 | 13,000円 |
| 扶養親族1人まで(配偶者なし) | 11,500円 | 11,000円 |
| その他の扶養親族 | 7,500円 | 6,500円 |
| 16歳から22歳までの子等 | 1人につき5,000円を加算 | 1人につき5,000円を加算 |
| 支給実績(平成26年度決算) | | 96,450,869円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算) | | 270,929円 |

②住居手当

| 内 容 | 海老名市 | 国 |
|----------------------------|-------------------------------------|------------------|
| 借家に職員自身が居住し 家賃を支払っている場合 | 支給上限額 30,000円(市内) 27,000円(市外) | 支給上限額 27,000円 |
| 職員自身が所有する 住宅に居住する場合 | 支給なし | 支給なし |
| 支給実績(平成26年度決算) | | 74,485,228円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算) | | 137,681円 |

③通勤手当

| 内 容 | 海老名市 | 国 |
|------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 交通機関を利用 (2km以上が対象) | 運賃等相当額 (支給上限額55,000円) | 運賃等相当額 (支給上限額55,000円) |
| 自転車、バイク、自動車を 使用(2km以上が対象) | 通勤距離に応じて1ヶ月あたり 2,500円~31,600円 | 通勤距離に応じて1ヶ月あたり 2,000円~31,600円 |
| 支給実績(平成26年度決算) | | 46,845,204円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算) | | 79,130円 |

④管理職手当

| 内 容 | 海老名市 | 国 | |
|-------------------------------|---------|--------------|---|
| 行政職一給料表適用者のうち 6級以上の者(管理職員) | 理事 | 101,000円 | 役職に応じて、46,300円から 139,300円の定額を支給 (行政職一給料表適用者の場合) |
| | 部長・室長 | 86,000円 | |
| | 次長・専任参事 | 76,000円 | |
| | 参事 | 67,000円 | |
| | 課長・担当課長 | 61,000円 | |
| | 課長補佐 | 50,000円 | |
| | 主幹 | 42,000円 | |
| 支給実績(平成26年度決算) | | 104,364,000円 | |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算) | | 714,822円 | |

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

| 区 分 | | 給 料 月 額 等 | | |
|------|------------|---------------------------|--|--------|
| 給 料 | 市 長 | 930,000 円 (930,000 円) | (参考) 類似団体における最高/最低額 1,010,000 円/835,600 円 | |
| | 副 市 長 | 746,000 円 (746,000 円) | | |
| | 教 育 長 | 700,000 円 (700,000 円) | 880,000 円/720,000 円 | |
| 報 酬 | 議 長 | 536,000 円 | 625,000 円/495,000 円 | |
| | 副 議 長 | 451,000 円 | 560,000 円/435,000 円 | |
| | 議 員 | 422,000 円 | 530,000 円/410,000 円 | |
| 期末手当 | 市長・副市長・教育長 | (26年度支給割合) 4.10月 加算措置 20% | | |
| | 議長・副議長・議員 | (26年度支給割合) 4.05月 加算措置 20% | | |
| 退職手当 | 市 長 | (算定方式) | (1期の手当額) | (支給時期) |
| | 副 市 長 | 930,000×在職月数×37.5/100 | 16,740,000 円 | 任期毎 |
| | 教 育 長 | 746,000×在職月数×25/100 | 8,952,000 円 | 任期毎 |
| | | 700,000×在職月数×20/100 | 6,720,000 円 | 任期毎 |

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。(現在、減額措置はありません。)
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

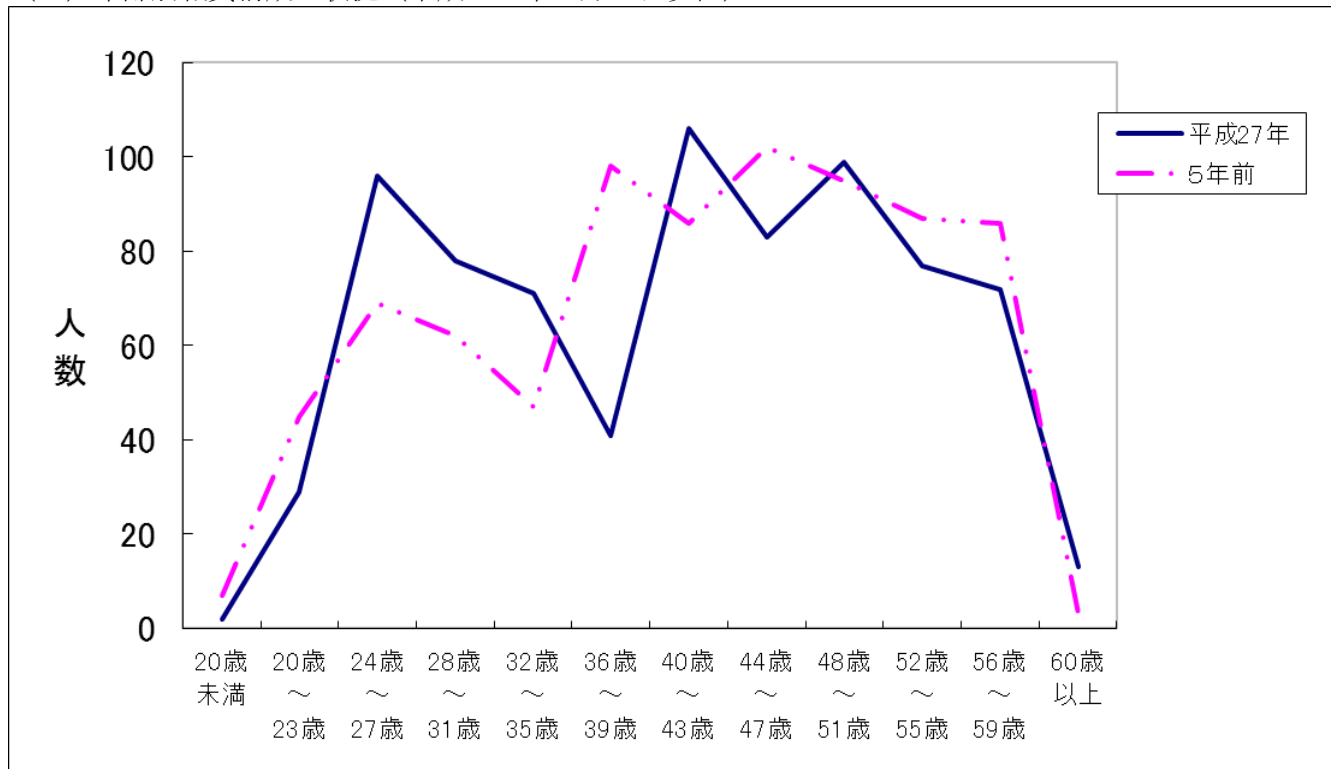
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

| 区 分 | 職 員 数 | | 対前年 増減数 | 主 な 増 減 理 由 | |
|--------|----------------------|----------------------|---------------------|---|--|
| | 27 年 度 | 26 年 度 | | | |
| 普通会計部門 | 議会 | 7 | 7 | 0 | |
| | 総務 | 154 | 151 | 3 | 事業統廃合に伴う増 |
| | 税務 | 38 | 40 | △2 | 業務見直しに伴う減 |
| | 民生 | 137 | 135 | 2 | 事業統廃合に伴う増 |
| | 衛生 | 74 | 77 | △3 | 業務見直しに伴う減 |
| | 農水 | 10 | 11 | △1 | 業務見直しに伴う減 |
| | 商工 | 7 | 9 | △2 | 業務見直しに伴う減 |
| | 土木 | 85 | 87 | △2 | 業務見直しに伴う減 |
| | 計 | 512 (29) | 517 (32) | △5 (△3) | 〈参考〉 人口10,000人当たり職員数 39.36人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 41.61人) |
| | 教育部門 | 57 | 59 | △2 | 業務見直しに伴う減 |
| | 消防部門 | 156 | 153 | 3 | 消防機能の強化・充実に伴う増 |
| 小計 | 725 (30) | 729 (35) | △4 (△5) | 〈参考〉 人口10,000人当たり職員数 55.74 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 58.31人) | |
| 公営企業等 | 下水道 | 14 | 13 | 1 | 下水道事業 |
| | その他 | 28 | 31 | △3 | 国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業 |
| | 小計 | 42 (1) | 44 (1) | △2 (0) | 業務見直しに伴う減 |
| 合 計 | 767 (31) [810] | 773 (36) [820] | △6 (△5) [△10] | 〈参考〉 人口10,000人当たり職員数 58.97人 | |

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。
 2 []内は、条例定数の合計です。
 3 ()内は、再任用短時間勤務職員であり、外数です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)



| 区分 | 20歳未満 | 20歳～23歳 | 24歳～27歳 | 28歳～31歳 | 32歳～35歳 | 36歳～39歳 | 40歳～43歳 | 44歳～47歳 | 48歳～51歳 | 52歳～55歳 | 56歳～59歳 | 60歳以上 | 計 |
|---------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|-----|
| 27年度職員数 | 2 | 29 | 96 | 78 | 71 | 41 | 106 | 83 | 99 | 77 | 72 | 13 | 767 |
| 5年前職員数 | 7 | 45 | 69 | 62 | 47 | 98 | 86 | 102 | 95 | 87 | 86 | 3 | 787 |

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

| 年度 部門別 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 過去5年間の 増減数 (率) |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------------------|
| 一般行政 | 517 | 513 | 527 | 523 | 517 | 512 | -5 (-1.0%) |
| 教育 | 74 | 70 | 54 | 56 | 59 | 57 | -17 (-23.0%) |
| 消防 | 152 | 153 | 153 | 153 | 153 | 156 | +4 (+2.6%) |
| 普通会計計 | 743 | 736 | 734 | 732 | 729 | 725 | -18 (-2.4%) |
| 公営企業等会計計 | 44 | 46 | 41 | 42 | 44 | 42 | -2 (-4.5%) |
| 総合計 | 787 | 782 | 775 | 774 | 773 | 767 | -20 (-2.5%) |

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(4) 採用者の状況

① 種別採用者数

(人)

| 区 分 | 平成27年度(4月1日現在) | 平成26年度 |
|-------|----------------|--------|
| 一般事務職 | 15 | 14 |
| 保育士 | 3 | 2 |
| 栄養士 | 0 | 0 |
| 調理士 | 3 | 1 |
| 技術職 | 2 | 3 |
| 消防職 | 8 | 5 |
| 教育公務員 | 3 | 6 |
| 計 | 34 | 29 |

②採用試験の実施状況

職員の採用については、退職者の状況などに応じて募集する職種を検討し実施しております。

(平成26年度)

| 職 種 | 受験者数 | 1次試験 合格者数 | 2次試験 合格者数 | 3次試験 合格者数 | 4次試験 合格者数 | 採用辞退数 | 名簿 登載者数 |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------|------------|
| 一般事務職 【上級】 | 365 (507) | 178 (154) | 55 (64) | 29 (26) | 12 (11) | 0 (0) | 12 (11) |
| 一般事務職 【初級】 | 32 (24) | 14 (6) | 5 (2) | 1 (2) | | 0 (1) | 1 (1) |
| 一般事務職 【社会人枠】 | 164 (-) | 29 (-) | 10 (-) | 6 (-) | - (-) | 0 (-) | 6 (-) |
| 消防職 【上級】 | 101 (90) | 47 (66) | 25 (34) | 17 (15) | 4 (4) | 0 (0) | 4 (4) |
| 消防職 【初級】 | 100 (83) | 52 (48) | 20 (20) | 7 (8) | 4 (2) | 0 (0) | 4 (2) |
| 技術職 【上級】土木 | 10 (15) | 8 (13) | 5 (7) | 3 (3) | 3 (2) | 0 (0) | 3 (2) |
| 技術職 【上級】建築 | 2 (-) | 2 (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) |
| 保育士 【中級】 | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) |
| 保育士 【任期付】 | 6 (6) | 4 (4) | - (-) | - (-) | - (-) | 0 (0) | 4 (4) |
| 調理士 【任期付】 | 4 (5) | 3 (1) | - (-) | - (-) | - (-) | 0 (-) | 3 (1) |
| 合 計 | 784 (730) | 337 (292) | 120 (127) | 63 (54) | 23 (19) | 0 (1) | 37 (25) |

(注) 1 採用は、採用試験実施の翌年度の採用となります。

2 ()内は25年度の実施状況です。

(5) 退職者の状況

- 定年退職・・・定年（原則60歳）により退職する場合
- 勸奨退職・・・人事管理上の目的から職員に退職勸奨を行い、これに応じて退職する場合
- 自己都合退職・・・本人の都合により退職する場合
- その他・・・死亡による退職等

◎職種別・事由別退職者数 (平成26年度)

| 区分 | 定年 | 勸奨 | 自己都合 | その他 | 計 |
|-------|---------|-------|--------|-------|---------|
| 一般行政職 | 17 (9) | 8 (5) | 13 (3) | 1 (1) | 39 (18) |
| うち管理職 | 15 (8) | 5 (2) | 1 (1) | 1 (1) | 22 (12) |
| 技能労務職 | 2 (6) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (6) |
| うち管理職 | — | — | — | — | — |
| その他 | 1 (3) | 1 (1) | 7 (5) | 0 (0) | 9 (9) |
| うち管理職 | 1 (3) | 1 (1) | 4 (1) | 0 (0) | 6 (5) |
| 計 | 20 (18) | 9 (6) | 20 (8) | 1 (1) | 50 (33) |
| うち管理職 | 16 (11) | 6 (3) | 5 (2) | 1 (1) | 28 (17) |

- (注) 1 ()内は平成25年度の状況です。
2 その他の区分は、消防職、福祉職及び教育公務員等です。

(6) 再任用の状況

- 再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再雇用する制度です。
なお、再任用職員には、定年前の職員と同様に勤務する常時勤務職員と、それよりも短時間勤務する短時間勤務職員があります。

(平成26年度)

| 職種 | 常時勤務 | 短時間勤務 |
|-------|-------|---------|
| 一般行政職 | 1 (1) | 33 (36) |
| 技能労務職 | 5 (1) | 3 (5) |
| 計 | 6 (2) | 36 (41) |

- (注) 1 ()内は平成25年度の状況です。
2 職種は再任用時の職種です。

(7) 公益法人、営利法人等への派遣の状況

- 公益法人等のうち、その業務が海老名市の事務・事業と密接な関連を有し、施策推進を図るため人的援助が必要な場合、職員を派遣しています。その状況は以下のとおりです。

(平成26年度)

| 派遣先名 | 派遣人数 | 派遣期間 |
|------|------|------|
| — | — | — |

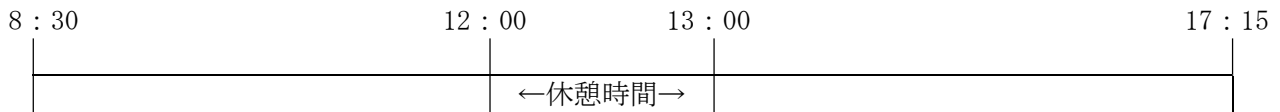
(8) 身体障がい者及び知的障がい者の任用状況

| | | | | | |
|-------|------|--------|-------|--------|-------|
| 法定雇用率 | 2.3% | 平成27年度 | 2.53% | 平成26年度 | 2.42% |
|-------|------|--------|-------|--------|-------|

7 勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間、休憩時間の概要

職員の勤務時間は、8時30分から17時15分までのうち60分の休憩時間を除いた1日7時間45分、週38時間45分です。



(2) 職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年度つきに20日の有給休暇が与えられます。

| 平成26年度の平均取得日数 | 平成25年度の平均取得日数 |
|---------------|---------------|
| 8.0日 | 8.3日 |

(3) 介護休暇の概要と取得状況

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度（無給）があり、連続する6ヶ月取得することができます。介護休暇は、1日単位ではなく、時間単位（1日最長4時間）で取得することもできます。

| 区 分 | 取得者数 | |
|------|---------|---------|
| | 平成26年度 | 平成25年度 |
| 介護休暇 | 0 (0) | 0 (0) |

(注) ()内は、女性の取得者数であり、内数です。

(4) 病気休暇の概要と取得状況

職員が負傷または疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき、療養のために必要最小限度の期間、勤務することが免除されます。

| 区 分 | 取得者数 | |
|------|--------|--------|
| | 平成26年度 | 平成25年度 |
| 病気休暇 | 44 | 53 |

(5) 職員の育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。育児休業は1日単位で、部分休業は時間単位（1日最長2時間）で取得することができます。

| 区 分 | 取得者数 | |
|------|-----------|-----------|
| | 平成26年度 | 平成25年度 |
| 育児休業 | 19 (18) | 17 (17) |
| 部分休業 | 16 (16) | 12 (12) |

(注) ()内は、女性の取得者数であり、内数です。

(6) 特別休暇の概要

年次休暇以外にも、下記の事由に該当する場合は、特別休暇が認められます。

| 種 類 | 具体的な内容 | 付与日数 |
|---------------|---|--|
| 骨髄提供のための休暇 | 骨髄移植のための骨髄液の提供等を行うため | 必要な期間 |
| ボランティア休暇 | 自発的に報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合 | 年5日以内 |
| 結婚休暇 | 職員が結婚した場合 | 7日以内 |
| 女性職員の産前休暇 | 8週間以内に出産予定の女性職員が申し出た場合 | 8週間以内 |
| 女性職員の産後休暇 | 女性職員が出産した場合 | 出産後8週間以内 |
| 育児時間 | 生後1年に満たない子を育てる場合 | 1日2回 各30分以内 |
| 妻の出産補助休暇 | 職員の妻が出産する場合 | 3日以内 |
| 男性職員の育児参加休暇 | 職員の妻の出産にあたり、出産に係る子又は満9歳に達する日後の最初の3月31日までの子の育児をする場合 | 5日以内 |
| 子の看護休暇 | 満9歳に達する日後の最初の3月31日までの子の看護を行う場合 | 年7日以内(2人の場合は10日以内) |
| 忌引休暇 | 親族が死亡した場合 | 1日～10日 |
| 夏季休暇 | 夏季における心身の健康保持・増進等を図る場合 | 3日 |
| 母子保健法による健康診査等 | 妊娠中の女性職員が母子保健法による保健指導又は健康診査を受ける場合 | 妊娠23週までは4週間に1回、24週から35週までは2週間に1回、36週から出産まで1週間に1回必要と認める時間 |
| 通勤緩和 | 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度であると認められる場合 | 1日につき1時間の範囲内 |
| 生理休暇 | 女子職員が生理のため勤務することが困難な場合 | 2日以内 |
| リフレッシュ休暇 | 海老名市職員表彰規定第4条に定める勤続表彰を受けた場合 | 勤続年数に応じ 2日～3日 |

(7) 安全衛生管理体制の整備状況

市では、事業場(美化センター、消防本部・署、教育委員会、本庁・その他)ごとに安全衛生委員会を設置、また、各委員会に産業医を配置し、定期的に職場の巡視、健康に関する相談等を実施し、執務環境の改善、健康の増進を図っています。

8 職員のサービスの状況

◎サービスに関する基本原則の概要

| 基本原則 | 概 要 |
|------------|---|
| 職務専念義務 | 職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければならない。 |
| 信用失墜行為の禁止 | 職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしたりしてはならない。 |
| 営利企業等の従事制限 | 営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければならない。 |
| 争議行為等の禁止 | 職員は争議行為等が禁止される。 |
| 守秘義務 | 職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 |
| 政治的行為の制限 | 職員は政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止される。 |

9 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により免職されたり、給料を減額されたりします。

分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行があった場合に秩序を維持するために行う処分です。

(1) 分限処分者（平成26年度） 合計 14人

| 処分事由 | 降任 | 免職 | 休職 | 降給 |
|------------------------------|-----|-----|------------|-----|
| 勤務実績が良くない場合 | () | () | | |
| 心身の故障の場合 | () | () | 14 (12) | |
| 職に必要な適格性を欠く場合 | () | () | | |
| 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 | () | () | | |
| 刑事事件に関し起訴された場合 | | | | |
| 計 | () | () | 14 (12) | () |

(注) ()内は平成25年度の状況です。

(2) 懲戒処分者（平成26年度） 合計 5人 ※訓告等処分者を除く

| 処分事由 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
|-------------------|-----|----------|----------|-----|
| 諸給与の不正領得 | () | () | () | () |
| 受験採用の際の虚偽行為 | () | () | () | () |
| 職務命令違反 | () | () | () | () |
| 信用失墜行為 | () | 1 () | () | () |
| 守秘義務違反 | () | () | () | () |
| 職務専念義務違反 | () | () | () | () |
| 政治的行為違反 | () | () | () | () |
| 争議行為 | () | () | () | () |
| 営利企業等従事制限違反 | () | () | () | () |
| 欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等 | () | () | () | () |
| 公職選挙法違反 | () | () | () | () |
| 傷害・暴行の刑法違反 | () | () | () | () |
| 金銭・異性関係等の非行 | () | 1 () | () | () |
| 収賄 | () | () | () | () |
| 横領 | () | () | () | () |
| 道路交通法違反 | () | () | () | () |
| 管理監督者責任 | () | 2 () | 1 () | () |
| その他（ 勤務成績の不良 ） | () | () | (1) | (1) |
| 計 | () | 4 () | 1 (1) | (1) |

(注) 1 訓告等とは地方公務員法による懲戒処分以外の処分です。

2 ()内は平成25年度の状況です。

10 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 人材育成基本方針の概要

新しい時代に対応した海老名市の将来像である『快適に暮らす魅力あふれるまち海老名』の実現を図るため、時代の変化に適応できる高い能力と意欲を持った職員の育成を目的に、平成21年4月に『人材育成基本方針』を改定しました。

これにより、個々の職員の持つ能力を育て（能力の開発）、高め（能力の向上）、活かし（能力の活用）、育む（職員育成の体制）ことを促進し、与えられた職務に対して積極的に取り組む職員を目指します。

この基本方針に定める『職員像』は次のとおりです。

① 求められる職員

- ・コスト意識を持って、効率的・効果的に仕事に取り組む職員
- ・市民との協働のなかで、時代の先見性を持って、市民の目線で考え、新しい価値を創造する職員
- ・豊かな人間性と幅広い視野を持って、新たな課題に挑戦する職員
- ・公務員としての高い倫理観を持って行動する職員

② 求められる能力

- ・社会の状況や要請を的確に把握し、適否を判断できる能力
- ・主体的に問題を発見し、分析できる能力
- ・長期視点に立って、新たな分野に柔軟に対処できる能力
- ・市民との協働のもとに、相対する利害を調整できる能力

(2) 研修方針・体系の概要と実施状況

① 研修方針

地方分権、行財政改革といった状況の下、地方自治体に求められる自己の判断と責任による行財政運営・サービスの充実を目指し、職員一人一人が常に目的意識を持ち、行政の担い手としての能力と資質の向上を図るための研修を実施します。

なお、研修内容は、市民ニーズや社会変化の動向に注意を払いつつ、時代に適合したより効果的なものとしします。

② 研修体系

研修体系は、『庁内研修』（「階層別研修」・「専門別研修」）、『派遣研修』から構成されています。

庁内研修は、職場研修の充実を見据え、職員個々の役割を再認識し、組織の活性化を目的とした内容等を中心に実施します。

派遣研修は、日常業務に必要な知識・情報を修得することにより、職務遂行能力の向上を図ります。

また、派遣研修においては、自治大学校・市町村アカデミー等の専門機関に派遣する外、民間企業への派遣により、時代に対応できる職員育成を図っています。

③ 研修の実施状況（平成26年度）

ア 庁内研修

| 区 分 | 研 修 名 | 対 象 者 | 受講者数 |
|-------|------------------|--------------|------|
| 階層別研修 | 新採用職員（前期）研修 | 新採用職員 | 19 |
| | 新採用職員（宿泊）研修 | 新採用職員 | 14 |
| | 議会一般質問傍聴研修 | 新採用職員 | 14 |
| | 採用2・3年次研修 | 採用2・3年次職員 | 16 |
| | 主事級職員研修 | 主事級職員 | 18 |
| | 主査級職員研修 | 主査級職員 | 20 |
| | 係長級職員研修 | 係長職員 | 9 |
| | 課長研修 | 課長職員 | 10 |
| 専門別研修 | 財務事務研修 | この研修を必要とする職員 | 24 |
| | 法制執務研修 | 〃 | 24 |
| | 行政知識プラスワンチャレンジ研修 | 〃 | 30 |
| | クレーム対応研修 | 〃 | 10 |
| | メンタルヘルス研修 | 〃 | 46 |
| | 用務員研修 | 〃 | 17 |
| その他 | 技術研究会 | 〃 | 67 |

イ 派遣研修

| 派 遣 先 | 講座数 | 受講者数 |
|-----------------------|-----|------|
| 自治大学校 | 2 | 2 |
| 市町村職員中央研修所（市町村アカデミー） | 4 | 4 |
| 神奈川県市町村研修センター | 34 | 92 |
| その他 | 107 | 185 |
| 民間企業派遣研修（新採用職員（後期）研修） | — | 14 |

（3）職員の勤務成績の評定制度の概要

海老名市では、職員の業績、能力、態度等について公正・的確に評価し、職員の育成に役立てる人事考課制度を導入しております。

この制度は海老名市の目標、ビジョンを確実に達成していくために、上司と部下が共通認識の基に職務基準を設定し、期ごとに業務を確実に遂行していく習慣づけを行うマネジメントシステムであり、職務基準を達成していく過程で人材の育成を行います。

現在、全職員を対象に運用されており、人事考課の結果は、処遇（勤勉手当）に反映させています。今後は、反映対象者や処遇内容の範囲の拡大を検討します。

1.1 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合の短期給付及び長期給付の概要

市の常勤職員は、神奈川県市町村職員共済組合に加入して、短期・長期給付を受けることができます。
(小中学校に勤務する用務員等一部の職員は公立学校共済組合に加入しています。)

◎短期給付

| | | |
|-------|------|--------------------|
| 法定給付 | 保健給付 | 病気、負傷などの場合に支払われる給付 |
| | 休業給付 | 育児休業などの場合に支払われる給付 |
| | 災害給付 | 災害などに支払われる給付 |
| 法定外給付 | 附加給付 | 法定給付以外の給付 |

◎共済組合の長期給付（厚生年金相当部分、職域年金相当部分）

| | | |
|------|--------|---|
| 退職給付 | 退職共済年金 | 職員（共済組合員）期間等25年以上の者が退職した場合で、65歳に達したとき等に支給 |
| 障害給付 | 障害共済年金 | 法定の障害等級に該当する状態にある場合に障害の程度に応じて支給 |
| | 障害一時金 | 軽度の障害の状態のときに支給 |
| 遺族給付 | 遺族共済年金 | 組合員が死亡したときに支給 |

◎国民年金からの給付（基礎年金）

| | |
|--------|---------------------------------|
| 老齢基礎年金 | 保険料納付済期間等が25年以上あり、65歳に達したとき等に支給 |
| 障害基礎年金 | 法定の障害等級に該当する状態にある場合に障害の程度に応じて支給 |
| 遺族基礎年金 | 組合員が死亡した時、死亡した人に生計を維持されていた遺族に支給 |

(注) 神奈川県市町村職員共済組合は、常時勤務する職員を組合員として組織される団体、職員からの掛金と地方公共団体からの負担金などにより運営されています。

(2) 共済組合の福祉事業の概要

福祉事業としては、職員（組合員）の健康保持・疾病予防事業などの保健・保養及び教養に資する事業、保養所の経営などの宿泊事業、住宅貸付などの貸付事業、貯金事業、物資の斡旋事業など職員の福祉のための事業を行っています。

| | |
|---------|--|
| 保健等事業 | 人間ドック等の実施、電話健康相談、年間宿泊施設や委託保養所の利用助成券の配布など |
| 保養所経営 | 「湯河原温泉ちとせ」を直営にて経営 |
| 貸付事業 | 普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学貸付など |
| 貯金事業 | 給料天引きによる貯金 |
| 物資の斡旋事業 | 自動車代金の立替払いをし、割賦により職員から返済を受ける。 |

(3) 公務災害補償の概要と実施状況

公務（通勤）中における災害により、職員が受傷、死亡した場合には、地方公務員災害補償基金の認定に基づき、補償がなされます。

| | | 平成26年度 | | 平成25年度 | |
|--------|------|--------|----|--------|----|
| | | 傷病 | 死亡 | 傷病 | 死亡 |
| 通勤災害 | 発生件数 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| | 認定件数 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 公務上の災害 | 発生件数 | 2 | 0 | 6 | 0 |
| | 認定件数 | 2 | 0 | 6 | 0 |

(4) 職員の健康診断等の概要

労働安全衛生法による職員の定期健康診断を年1回実施しています。この結果に基づき産業医・保健師の事後指導を行い、職員の健康管理に努めています。

更に、深夜業務に携わる消防職員については、定期健康診断のほか特殊健康診断を年1回実施しています。

また、保健師、消防職員等、必要な職員にB型肝炎、破傷風、インフルエンザ等の予防接種を行っています。

(5) メンタルヘルスへの対応状況

メンタルヘルスに対しては、精神科医による相談（メンタルヘルス相談）を月1回、臨床心理士による相談（こころの相談）を月2回実施しています。

また、メンタルヘルス研修・職員メンタルスクリーニング検査を対象職員に行っています。

(6) セクシャルハラスメントへの対応状況

セクシャルハラスメントに対しては、4名の相談員を配置するとともに、職員課に苦情処理委員会を設置しています。

(7) その他職員福祉のための独自の制度の概要

地方公務員法第42条に基づく「職員の保健、元気回復その他の厚生に関する」事業を職員親睦会に委託しています。

職員親睦会は、職員の福利厚生を増進を目的に組織され、職員からの会費と市からの委託金を基に運営されています。

委託事業としては、健康管理事業として人間ドック助成を実施しています。

その他委託以外の事業として、職員親睦事業、慶弔金・見舞金の交付、スポーツ観戦・観劇等を行っています。

1.2 公平委員会の業務の状況（苦情処理、措置要求、不服申立）

（1）苦情処理制度の概要

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の申出及び相談を公平委員会等にすることができます。

なお、本市は地方公務員法第7条第4項の規定に基づいて、公平委員会の事務を神奈川県に委託しています。

（2）勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して公平委員会に当局が適当な措置を講じるよう要求することができます。

| | 平成26年度 | 平成25年度 |
|--------|--------|--------|
| 措置要求件数 | 0 | 0 |

（3）不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

| | 平成26年度 | 平成25年度 |
|--------|--------|--------|
| 不服申立件数 | 0 | 0 |